

改正案（決定事項の確認：黒字、未検討事項の提案：薄字）

改正案	現行条例	備考
<p>前文</p> <p>全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。</p> <p>それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。</p> <p>2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。</p> <p>私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。</p> <p>それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。</p> <p>2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。</p> <p>私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>変更なし</p>

改正案	現行条例	備考
(1) 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず 、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、 高次脳機能障害 、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は、断続的 又は周期的 に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	等：手帳に限らず証する物 高次脳機能障害：当事者も希望 断続的と周期的の違いの整理が必要
(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。	変更なし
(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。	(新規)	権利条約第2条を基本とする 関連差別を含めるため、「障害に基づく」を「障害又は障害に関連することを理由として」に修正 「あらゆる分野」の例示は省略 「他の者との平等を基礎として全ての人権」は合理的配慮の規定と整合をとり「障害者が障害者でない者と等しく基本的人権」に修正
(4) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	(3) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。	複合的困難を盛り込むかどうか
(5) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な差別的取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。	(4) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。	第3号の新設に伴って「差別的」を加筆
(6) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。	(5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為をすることをいう。	変更なし
(7) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。	(6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。	変更なし
(基本理念) 第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。	(基本理念) 第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。	変更なし
2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。	2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。	変更なし
3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。	3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。	変更なし

改正案	現行条例	備考
<p>(市の責務) 第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(市民等の責務) 第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民等の責務) 第5条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(差別の禁止等) 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p>	<p>(差別の禁止等) 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p>	<p>変更なし (宣言規定として残す)</p>
<p>削除</p>	<p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>現行第8条に必要な文言のみ移行する</p>
<p>(虐待の禁止) 第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>(虐待の禁止) 第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。</p>	<p>変更なし (第6条と同様に宣言規定と解せるため、その次条に残す)</p>
<p>(不当な差別的取扱いの禁止) 第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(新規)</p>	<p>差別の禁止と不当な差別的取扱いの禁止を両方規定している事例はない。 →第6条の削除について再検討</p>

改正案	現行条例	備考
<p>(合理的な配慮)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存するときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。</p> <p>(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。</p> <p>(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。</p> <p>(4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。</p> <p>(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。</p> <p>(6) 移動の支援を行うとき。</p> <p>(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。</p> <p>(8) サービスを提供するとき。</p> <p>(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。</p> <p>(10) その他社会的障壁が生じているとき。</p>	<p>(合理的な配慮)</p> <p>第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。</p> <p>(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。</p> <p>(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。</p> <p>(4) 意思疎通を図るとき、及び不特定多数の者に情報を提供するとき。</p> <p>(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。</p> <p>(6) 移動の支援を行うとき。</p> <p>(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。</p> <p>(8) サービスを提供するとき。</p> <p>(9) 防災に関する事業を実施するとき、及び災害が発生したとき。</p> <p>(10) その他社会的障壁が生じているとき。</p>	<p>主語を市及び事業者に変更 現行条例の「第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ」に替わる文言を追記 八王子市を参考に複合的困難に応じることを追記（薄字）</p> <p>※ 主語に事業者を入れたことに伴い追記するか （複数市で例示しているもの） ・労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき（5市） →うち日野市は就労に係る相談及び支援と併記、多摩市は別に規定 ・医療又はリハビリテーションを提供するとき（4市） ・不特定多数の者が利用する施設を提供するとき（2市） ・選挙を行うとき →多摩市のみであるが、制定時の付帯決議に示されており、畑委員から要望もあがっている。</p>
<p>2 市民は、前項各号に掲げる場合において、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存するときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>事業者を第1項へ移行 第1項同様の修正</p>
<p>3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。</p>		<p>※ 補助制度の予算措置のために提案（未検討）</p>
<p>(情報伝達)</p> <p>第10条 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、手話が言語であることの理解を促進するとともに、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>	<p>(情報伝達)</p> <p>第9条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>	<p>※ 手話言語条例を代替できる条文の検討 都条例第16条に、（言語としての手話の普及）の規定あり 府中市、足立区等の手話言語条例における理念や市の責務等を参考に提案（未検討）</p>
<p>(相互理解の促進)</p> <p>第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(相互理解の促進)</p> <p>第10条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2 市及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p>	<p>(新規)</p>	<p>八王子市を参考に提案（未検討）</p>

改正案	現行条例	備考
<p>(教育) 第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(教育) 第11条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	変更なし
<p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p>	<p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p>	法第5条再掲 ※ 太字部分が関連
<p>(特定相談) 第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p>	<p>(特定相談) 第12条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。</p>	変更なし
<p>2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。 (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。</p>	<p>2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。 (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。 (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。</p>	変更なし
<p>3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。</p>	<p>3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。</p>	変更なし
<p>4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	変更なし
<p>5 市は特定相談に的確に応ずるとともに、障害又は障害に関連することを理由とする差別の解消を図ることができるよう関係職員等の育成に関し必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(新規)</p>	法改正に伴い追加 改正法が施行され、都道府県及び市町村が講ずるべき措置が明確になった段階で改めて検討したほうがよいと思われる。

改正案	現行条例	備考
<p>(助言又はあっせんの申立て) 第14条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p>	<p>(助言又はあっせんの申立て) 第13条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。</p>	<p>2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。 (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。 (2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。 (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。 (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。 (2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。 (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。</p>	<p>変更なし</p>
<p>4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。</p>	<p>4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(対象事案の調査) 第15条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p>	<p>(対象事案の調査) 第14条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p>	<p>変更なし</p>
<p>2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。</p>	<p>2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(助言及びあっせん) 第16条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。</p>	<p>(助言及びあっせん) 第15条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。</p>	<p>※ 「差別解消委員会」を明記するか</p>
<p>2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>変更なし</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。</p>	<p>変更なし</p>

改正案	現行条例	備考
<p>(勧告) 第17条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。</p>	<p>(勧告) 第16条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。</p>	変更なし
<p>(公表) 第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。</p>	<p>(新規)</p>	都条例では勧告に従わない者を公表できると規定しており、青梅市を除く5市においても公表できると規定していることから、検討が必要
<p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>		都条例に一番近い形として、日野市を参考に提案（未検討）
<p>(委任) 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	変更なし
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。</p>	変更なし
<p>(検討) 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(検討) 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>	次回の見直しをできる付則を設ける必要があるか
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>		来年度当初からの施行を目標とする
<p>(検討) 2 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>		今回の積み残しを含め、改正法施行により明確とされることを踏まえた見直しを行う